

令和6年度こどもに関する各種データの連携による支援実証事業計画書

和泉市子育て健康部子育て支援室

応募団体名 和泉市（大阪府）

代表者氏名 和泉市長 辻 宏康

公募団体担当者名（所属・役職・氏名）及び連絡先（電話・E メールアドレス）

子育て健康部 子育て支援室長 電話：0725-99-8135

応募団体におけるこどもに関する各種計画、戦略、方針、組織体制等

こども・子育て応援プラン（令和2年度～令和6年度）

戦略・方針

地域の様々な人々とのふれあいや、行政をはじめ社会全体での子育て支援を通して、親も子も地域の人々も相互に育ち合い、親子の笑顔があふれる和泉市、次代の社会を担う子どもたちが未来に夢と希望が持てる和泉市を築いていくことをめざす。

（仮称）和泉市こども計画（令和6年度中策定予定）

こども大綱をうけ、こどもに関する計画を集約する形で、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本方針や重要事項を定める（仮称）和泉市こども計画を策定。こどもが持っている可能性を十分に発揮できる和泉市を目指し、こどもを中心においた施策展開をはかる。

和泉市総合教育会議（令和5年度）

教育と福祉の連携を重要施策として位置付け。

こどもに関するDXの戦略・方針

- ・和泉市がすすめるDX戦略のなかで、令和5年度から特にニーズが高いこども・子育て分野、障がい者福祉分野において重点的にDX推進の取組みを開始、令和6年度から実装に向けての取組を更にすすめる。
- ・令和4・5年度には情報システム所管部署の長が児童福祉所管部署の長を兼務とすることにより、情報システム部門と担当所管課の両面から強力にDXを推進。
- ・教育と福祉の連携をすすめるため、データ連携のための仕組みを実装していく。

組織体制

市長公室政策企画室

総合教育会議に関する事。

DX・ITの推進に関する事。

子育て健康部子育て支援室 ※本事業実施主体

こども施策の企画立案及び総合調整に関する事。

家庭児童相談に関する事。

児童虐待防止に関する事。

児童発達支援センターに関する事。

部内の連絡及び調整に関する事。

児童手当及び児童扶養手当に関する事。

こども医療、ひとり親家庭医療及び未熟児養育医療に関する事。

家庭と仕事の両立支援に関する事。

ひとり親家庭支援に関する事。

在宅子育て支援に関する事。

助産の実施に関する事。

障がい児等支援に関する事。

その他、子育て支援に関する事。

発達に障がいや遅れのある児童の親子教室及び療育に関する事。

地域子育て支援センターの運営に関する事。

子育て支援室健康づくり推進室

母子健康手帳の交付に関する事。

乳幼児健康診査等の母子保健に関する事。

教育・こども部

教育委員会事務局、SSW、学校園、保育所等を所管

応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的

和泉市においてはこどもデータ連携実証目標として、市で保管している生活保護・児童扶養手当などのサービス受給状況等の情報を活用し、支援を必要としている子ども（見つけられていない子ども）に対するアプローチをアウトリーチ型で行うことができる仕組み作りに取り組んできました。

令和5年度は、市で保有しているデータを集約するデータマートの構築、虐待リスクを抱える児童を早期に発見するためのリスク分析及び判定ロジックの構築、支援の実施を行いました。

しかしながら、データマートにおいては、基幹系システム標準化を見据えた仕組み、連携サイクル、データ選定が必要なため、令和6年度に今後のこどもデータ連携システムの事務運用を考慮した整備を継続していきます。

リスク分析においては、支援にあたる現場のソーシャルワーカーや教職員が気になっている児童の情報やスクリーニング情報、児童・生徒からの相談記録等をこどもデータ連携システムに集約し活用していくことで、判定精度の向上と判定結果の活用促進に取り組めます。

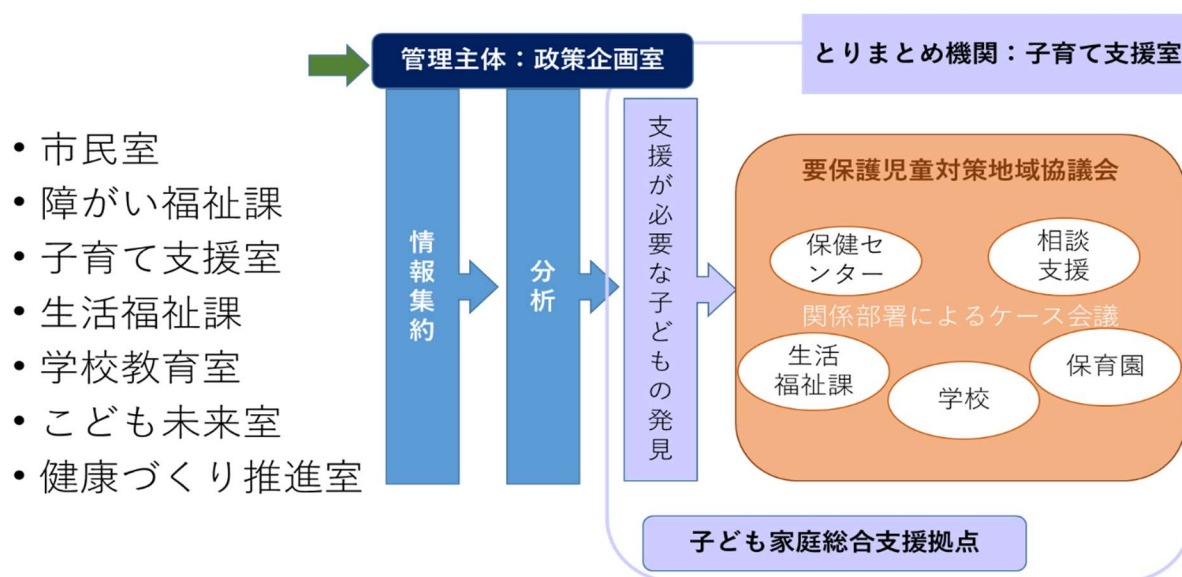
要対協に登録される前のリスクがある児童に対しての支援については、福祉部局の市職員、SSW や教職員が児童・生徒の情報を可視化し、データを活用した効率的かつ効果的な支援プロセスの構築に取り組めます。

また、分析・蓄積されたデータをいかに庁内で利用しやすく活用できる仕組みを構築できるか非常に重要であるため、新たに分析データを可視化するツールを庁内に構築し、データを効率的かつ効果的に活用する仕組みの実証に取り組めます。

実証事業の実施概要

対象とする困難の類型	児童虐待
実施事項	- SSW や教職員が気になっている児童についての出欠やスクリーニング等の情報をデータ連携。 - こどものリスク把握（令和5年度に要したデータに1.のデータを加える）および支援に必要な情報の可視化に必要なデータ（行政サービスの利用条件への該当是非と利用実態等）を集約のうえ、「こどもデータ連携システム」内に集約。 - 令和5年度に構築した「児童虐待リスクが想定される家庭」の判定基準の改善および見守りしていない児童の分析。 3で判定された児童および1で抽出した児童に対して、児童、世帯員について市が保有している情報を可視化。 - 可視化した情報をSSW や教職員に提供し、アセスメント・支援策の策定・検討・支援を行うとともに、判定基準の妥当性評価、可視化した情報を活用した支援プロセスの整備、検証を行う。
連携するデータ項目の選定	- 令和5年度に虐待リスク判定に利用したデータ - 校務支援システム（出欠情報等）、小中学校における校内スクリーニングに活用している情報、児童・生徒からの相談記録（3カ月程度の相談アプリによる実証） - 市子育て支援室及び事業者の知見に基づき、連携するデータ項目を選定。 - 要保護履歴、希死念慮など標準項目をデータ連携項目とする。
データの準備	基幹系システムや校務系システム内の各システムのデータを「こどもデータ連携システム」内に集約する。
システムによる判定の実施	「こどもデータ連携システム」内のデータで18歳以下の児童を対象に分析を実施する。

実施体制、役割等がわかる全体像



役割	主体	内容
【実施主体】		
統括管理主体	和泉市子育て支援室 和泉市政策企画室	総括管理主体、保有・管理主体、分析主体、活用主体等
庁内連携・データ提供	和泉市健康づくり推進室	母子保健担当保健師と支援連携
庁内連携・データ提供	和泉市教育委員会	公立小中学校、保育園、SSW との連携等
データ提供	障がい福祉課・高齢介護室等	連携データの提供
【参画事業者】		
プロジェクト管理	アイネス	本件のシステム運用事業者としてのプロジェクト管理（課題管理、進捗管理等）を実施
こどもデータ連携システム（分析基盤）構築	アイネス	データマートアプリケーションでのデータ連携基盤を構築する想定 市保有データを基とした情報の可視化の仕組みを構築
閉域クラウド環境運用	アイネス・日本電子計算	閉域網でのクラウド環境を想定
支援方法の分析（効果検証方法の検討）	和泉市・アイネス・半熟仮想	支援対象者抽出条件の設定、抽出の実施 SSW・教員に共有する情報、方法の検討（可視化内容） データ利活用に向けた検討 業務効果検証方法の検討

利用するデータ項目

大分類	小分類	項目数	件数 (対象市民数)	合計件数
住民基本台帳	住民基本台帳	30	185,000	5,550,000
障がい児・者福祉	精神障がい者手帳	20	2,000	40,000
	身体障がい者手帳	20	7,200	144,000
	知的障がい者手帳	20	1,800	36,000
	自立支援医療	10	2,500	25,000
	居宅介護（介護給付）	10	550	5,500
	生活介護（介護給付）	10	500	5,000
	移動支援（地域生活支援）	10	800	8,000
	児童発達支援	10	300	3,000
	放課後デイサービス	10	700	7,000
	短期入所（介護給付）	10	200	2,000
介護保険	介護保険認定	9	48,000	432,000
	介護保険サービス	6	660,000	3,960,000
児童福祉	児童扶養手当	10	2,000	20,000
	児童手当	10	30,000	300,000
	こども医療	10	30,000	300,000
	家児相 (要保護履歴を含む)	30	1,000	30,000
生活保護	生活保護対象者	20	2,700	54,000
	保護受給状況	4	6,500	26,000
教育 (モデル実施校)	教育	150	15,500	2,325,000
	「希死念慮」を含むアンケート・相談データ		2,000	
保育	保育	100	920	92,000
母子保健	健診	180	30,000	5,400,000
	予防接種	50	30,000	1,500,000
合計		749	1,213,170	20,614,500

個人情報の適正な取扱いに関する対応方針

令和５年度の実証において、個人情報保護法における利用目的の特定、利用目的以外の目的での内部利用及び外部提供の整理等に取り組んだ。令和６年度の実証においては、昨年度実証で整理した法的整理に基づき、個人情報の取扱いを行う。

・法的整備にあたって検討した事項

- ① 個人情報の取扱いに応じた整理
- ② 個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点
- ③ データガバナンス体制に基づく個人情報等の取扱いの整理
- ④ 個人情報ファイル簿の作成、公開についての検討
- ⑤ 漏えい・滅失・き損した際の対応、苦情処理
- ⑥ 開示、訂正、利用停止請求
- ⑦ 収集したデータの削除に関するポリシー
- ⑧ 地方公共団体に置く審議会等への諮問

安全管理措置

組織的安全管理措置	・アイネスの外部拠点内にあるリモートアクセス室は入退館制限、室内端末のアカウント制御、データの持ち込み・持ち出し制限、スマートフォン等電子機器の持ち込み禁止等社内ルールに則って制御を実施 ・入退館制限については、月次で社員がリモートアクセス室内で作業するための申請を行い、管理部門の承認を経て、社員証 IC カードでドアロックの解除を管理 ・室内端末のアカウント制御については、日時単位で和泉市向けの作業を実施する申請を行い、上長承認後、管理部門で社員ごとのアカウント設定を実施、該当日時のみ作業が可能
人的安全管理措置	・データの持ち込み・持ち出しについては、事前に用途、データの中身について記載したうえで申請し、上長承認後、管理部門にて専用の HDD にてデータの持ち出し・持ち込みを実施（作業後 HDD 内のデータは削除）
物理的安全管理措置	マイナンバー系ネットワークにデータマートを構築
技術的安全管理措置	和泉市のサーバとベンダとの閉域ネットワークを接続し、他のネットワークと通信させない環境で作業を実施

＜要保護児童対策地域協議会に登録されている児童＞

要保護児童対策地域協議会に係る現行業務においては、児童福祉法第１０条第１項第３号及び児童虐待防止法第13条の４に基づく利用目的以外の目的で内部の情報を利用又は他の実施機関からの情報提供を受けており、本工程についても現行業務の範囲内として取り扱う。

＜要保護児童対策地域協議会に登録されていない児童＞

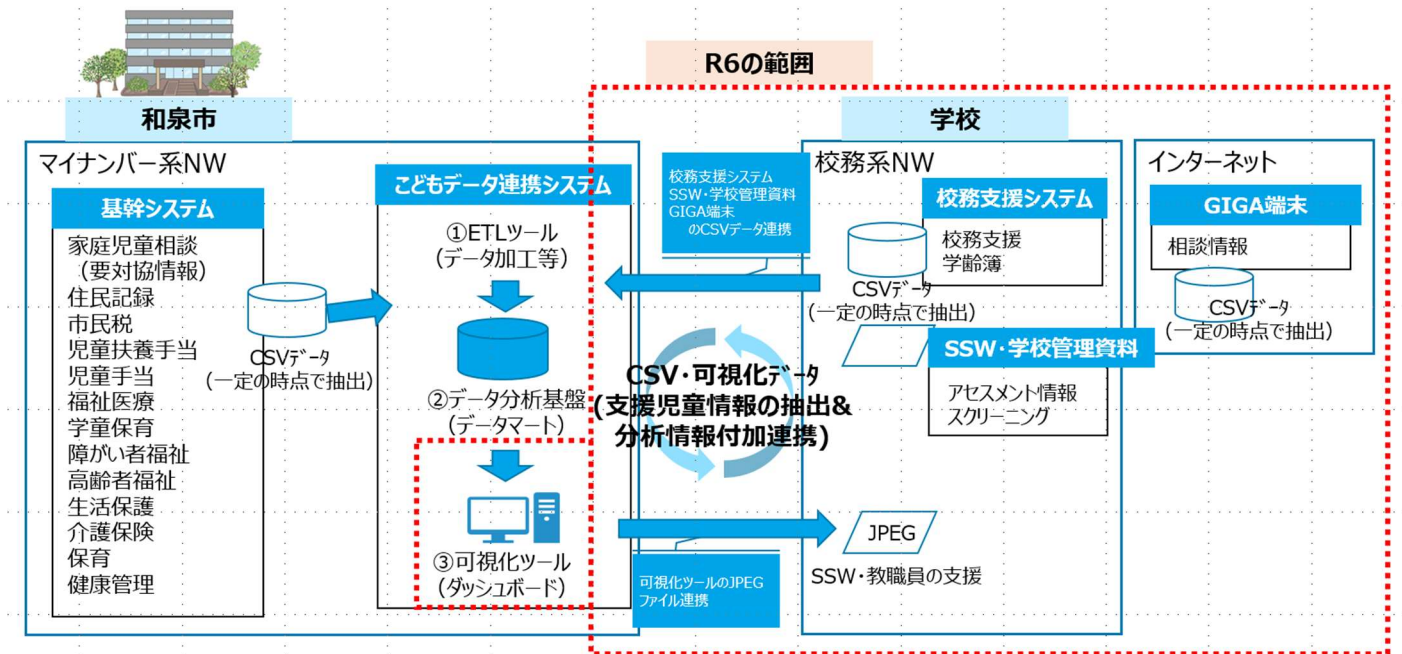
本実証事業の目的には、いままで要保護児童対策地域協議会と関わり合いのない潜在的に埋もれて表面化しないリスクのある児童への支援が重要なテーマである。

そのため、情報の利用範囲として、要保護児童対策地域協議会に登録されていない児童のリスク分析に係

るデータ利用については、「利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（相当な理由がある場合）」として扱う。

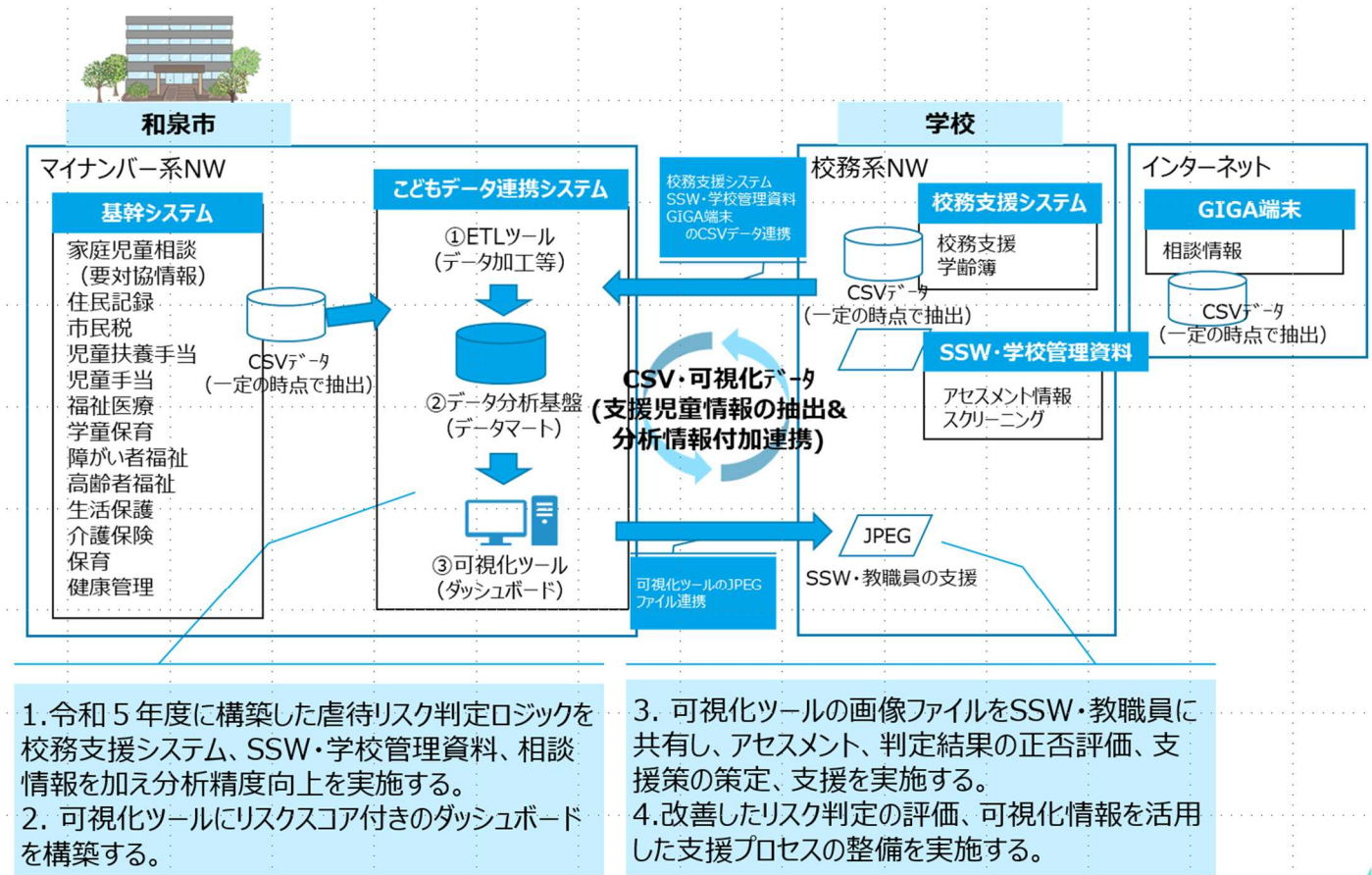
※但し、データの分析フェーズでのみマスキングされたデータとして取扱い、分析の結果として支援対象とする時点で要対協に登録することとする。

実証事業におけるこどもデータ連携の仕組み



- ・令和5年度に構築した①ETLツール（データ加工等）②データ分析基盤（データマート）を活用し、校務支援システムおよびSSW・学校管理資料、相談情報のデータの連携を実施する。
- ・こどもデータ連携システムに追加で集約されたデータを含め、虐待リスク判定ロジックの改善、評価を実施する。
- ・SSW、教職員の支援実施に必要な情報をこどもデータ連携システム内のデータで可視化を実施。
- ・データ分析基盤および可視化ツールは情報システム担当（政策企画室IT活用推進担当）が管理を行う。

令和6年度の実証事業で使用するシステムの構成図



【ダッシュボード画面イメージ】

世帯受給状況

家族情報

世帯コード：XXXXXXXXXX住所：〇〇市〇〇1-2-3

選択	宛名コード	氏名	性別	生年月日 (年齢)	続柄	連絡先	増異動日	減異動日
☐	1010	〇〇一夫 (〇〇カズオ)	男	1950.01.11(73)	父	0123-45-6789	1950.01.11 (出生)	
☐	1011	〇〇時子 (〇〇トキコ)	女	1952.10.01(71)	母		1976.07.07 (転入)	2020.06.09 (死亡)
☒	1111	〇〇一郎 (〇〇イチロウ)	男	1978.10.11(45)	世帯主		1978.10.11 (出生)	
☐	1101	〇〇花子 (〇〇ハナコ)	女	1981.06.03(42)	妻		1998.05.21 (転入)	
☐	1110	〇〇太郎 (〇〇タロウ)	男	2000.10.12(23)	子		2000.10.12 (出生)	2020.12.10 (転出)

		〇〇一夫 父		〇〇時子 母		〇〇一郎 世帯主		〇〇花子 妻		〇〇太郎 子		
事業	資格取得日 資格喪失日	進捗状況	備考	資格取得日 資格喪失日	進捗状況	備考	資格取得日 資格喪失日	進捗状況	備考	資格取得日 資格喪失日	進捗状況	備考
児童手当	1978.11.15	資格喪失					2000.11.15	資格喪失				
	1984.03.31			2016.03.31								
子育て家族 応援給付金				1977.11.31	資格喪失					1999.12.29	資格喪失	
			1978.10.31	2000.10.12								
身体障害者 手帳							1982.11.13	決定	等級6			
補装具費支 給							1982.12.20	決定				
要介護高齢 者手当				2005.02.03	資格喪失							
			2020.06.09									
紙おむつ給 付				2010.08.01	資格喪失							
			2020.06.09									
生活保護	2005.03.09	決定		2005.03.09	資格喪失		2005.03.09	決定		2005.03.09	決定	
				2020.06.09								

人の目による確認や支援方策の検討の在り方（業務フローや会議体等）

SSW や教職員による現場でのスクリーニング結果や、気になる児童についての支援をサポートする情報（市で保有する住基、世帯員情報、福祉サービス受給状況、虐待リスクスコア）を可視化することで、支援の効率化、及び適正化を図ることを検討する。

想定される具体的な支援・見守りの手法やそれを担う関係機関等の名称

- ・実証事業結果および既知の事実を活用し、養育リスクがある場合は、要対協の調査権限を利用した枠組みでの情報共有を行う。
- ・情報共有の結果、養育リスクが高いと判断した場合は、要対協で支援方策を検討する。
（想定のパネルメンバー：こどもの所属機関、SSW、教育委員会、子育て支援室など）

例：虐待リスク判定ロジックから、児童の虐待リスクが高いと判定された場合

- ① データマートに取り込みした情報から構築したロジックにより、リスクスコアを算出する
- ↓
- ② 可視化ツールにより、①で算出したスコアをダッシュボード上に表示する
- ↓
- ③ ダッシュボードに表示された情報を学校（SSW）と共有し、アセスメント・判定結果の評価を行う
- ↓
- ④ ③の結果に応じて、必要となる支援策の策定、支援の実施を行う
- ↓
- ⑤ リスク判定の妥当性やデータ活用の有用性について、評価・検証を行う

上記の支援方策の担い手となる機関・団体・専門職等の名称やそれぞれの役割について

機関・団体	専門職等の名称	役割
和泉市子育て支援室 （こどもまんなかセンター）	社会福祉士 心理士 保健師 等	児童虐待への対応 児童福祉・子育て全般の相談 児童福祉・子育て分野における社会資源の開発
和泉市健康づくり推進室 （こどもまんなかセンター）	保健師 心理士 社会福祉士	主として妊娠後から学齢前までの支援
市立保育所	保育師	所属している児童の支援
認定こども園	保育師	所属している児童の支援
市立小学校	教員 SSW	所属している児童の支援
市立中学校	教員 SSW	所属している児童の支援
市立義務教育学校	教員 SSW	所属している児童の支援
地域子育て支援拠点事業	保育士	利用している児童の支援

事業効果の評価・分析方針

(1) 必要なデータの洗い出し

令和5年度にリスク判定に用いたデータをベースとし、校務支援システム、SSW、教職員によるスクリーニング情報を取り入れ、リスク判定ロジックの改善を行うことを想定している。校務系データについては、住基データとIDでの紐づけができていないため名寄せ作業、また、外部にデータを持ち出して分析を実施することによりマスキング加工作業も想定している。

(2) データ連携のための体制の整備、データの保有主体やアクセスコントロール・個人情報の取り扱いの整理

本市では、実証事業を昨年度から開始しているため、今年度についても令和5年度の体制等を踏襲し実施するものとする。

(3) データ連携のためのシステムの整備

令和5年度にデータマートを構築したが抽出された課題として、連携元データの抽出が手動であることや定期実行、今後のレイアウト変更を見据えた連携処理の仕組みとしての改善が課題として残っている。そのため、将来的に和泉市の共通データベースとしてデータ活用を円滑に進めるため、昨年度同様に引き続き実証を行う。

教育委員会学校教育部との教育分野のデータ連携については、連携データベースにおけるリスク抽出結果、ダッシュボードの情報提供で対応することを現時点においては想定している。

連携においては課題も想定されるため、どのような連携の在り方が効果的なのか実証の中で検討する。

(4) 当該システムを活用した具体的な支援事業の試行及び課題抽出

モデル校として3～6校を選定し、基幹系・教育系のデータ分析と学校現場のSSWや教職員による見立てを組み合わせたスクリーニングの有効性を検証する。

また、支援が必要と判定された児童・生徒の情報を可視化し、福祉部局のワーカー、SSW等が児童・生徒を支援するために必要となる情報を把握しやすくすることで、学校現場以外も含めた支援の質的向上に資するための取組みも併せてすすめる。

これらの取組により全市的な実装に至るまでの課題を抽出し、令和7年度以降に実装していく際の構想へのフィードバックを行う。

(5) 上記の成果・課題を踏まえた、全国的な展開方策の検討

本実証事業では、他機関での把握しているリスク判定情報をベースに、現在保有している基幹系、教育系データを加えることで、どの程度リスクの把握と支援の実現が可能かを検証する。

このため、本実証事業を通じて得られる成果や課題は、全国的に共通しうるものが多いと想定される。なお、成果や課題の整理に当たっては、全国共通的なものと個別的なものにわけ、全国展開しやすい形式で整理する。

また、連携データベースは、本実証事業を通じて、他自治体でも活用しやすいように「データの標準化」に向けて整理した上でインターフェース構築・連携するため、今後の全国展開が可能である。

事業の実施スケジュール

年度	令和5（2023）年度				令和6（2024）年度			
工程	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
支援実施		支援計画、データ項目・法的整理など		支援の実施（検証）	本格実施に向けた関係機関、住民調整など		支援の実施	
システム整備	データ取得、データ連携構築				支援機能要件整理、環境整備	支援機能の構築（アラート、ダッシュボード等）		
評価				評価、支援・効果検証				評価、支援・効果検証

実証事業に必要な経費

No.	費用項目	数量	費用概算（税込み）
1	データの取得に必要な経費 （システムへのデータの入力費用、既存システムのデータ変換・抽出に必要な費用等）		
	データ加工作業費	一式	1,100,000 円
2	データの連携・共有に必要な経費 （本事業に係るシステムの整備・改修役務の費用、回線・アプリケーション等の利用料、関係機関等において連携したデータを利用するための端末費用等）		
	こどもデータ連携システム維持管理費	一式	4,070,000 円
3	本事業により把握した支援が必要なこどもや家庭を支援につなぐ際に必要な経費 （データの受け渡しに要する費用や、本事業に特化したコーディネーター等の委託費等）		
	データ取り込み費	一式	330,000 円
4	事業効果の評価・分析等に必要な経費 （必要なデータの収集・分析費用やシステムの整備・改修役務の費用、分析ツールの導入費用等）		
	データ分析費	一式	7,960,000 円
	ダッシュボード構築費	一式	3,850,000 円
5	その他の本事業の実施に当たり直接必要となる経費		
	プロジェクト管理費	一式	4,950,000 円
合計			22,260,000 円

実証事業で発生、取得した財産等の帰属先

参画事業者が従来から著作権等を有している製品、サービスなどは事業者に属し、個別に本事業で作成された固有のドキュメント、および本事業の固有の知見については、本事業の位置づけに基づき、原則、国・自治体に帰属するものとして協議することで合意済み。